長期休暇期間中の注意等 学生支援センター

# 目次

- 怪我や事故の予防
  ルール・マナーを守る
  犯罪・トラブルの予防
  ハラスメントをしない
  建学の精神に反する行為について

# 目次

・ルール・マナーを守る

# 成年年齢の引き下げについて

◆結んだ契約を守る責任を自身で負うことになる◆

## ・成年年齢引き下げにより

18歳から一人でクレジットカードや携帯電話などが契約ができるようになった。

18歳・19歳の「未成年者取消権」の適用がなくなり、原則後から契約を取り消せなくなった (結んだ契約を守る責任を自身で負うことになった)。

契約前に、自分にとって「本当に必要」な契約かよく考え、悪質商法に騙されないよう、保護者や信用できる大人に相談すること。

## ・20歳からのままのこと

成年年齢引き下げにかかわらず、飲酒、喫煙、公営ギャンブルは20歳になってから。

ルール・マナーを守る

・成年年齢の引き下げで、18歳・19歳は未成年ではなくなり、18歳から親権者(保護者等)の同意なく、一人でクレジットカードや携帯電話などの有効な契約ができるようになった。・ただし、「\*未成年者取消権」の適用がなくなり、原則後から契約を取り消せないなどのデメリットもある。つまり、結んだ契約を守る責任を自身で負うことにもなった(\*未成年者取消権とは、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合、原則として契約を取り消すことができる法律のこと)。

- ・契約前に、自分にとって「本当に必要」な契約かよく考え、悪質商法に騙されないよう、保護者や信用できる大人に相談すること。
- ・なお、成年年齢引き下げにかかわらず、飲酒、喫煙、競馬などの公営ギャンブルは20歳になってからのままである。

# "賭博"は違法行為

◆金銭を賭けて勝負を争う"賭博"は違法行為◆

## ・"賭博"は違法行為

金額の大小に関係なく、たとえ1円であっても金銭を賭けたり、価値のある物を賭けたりすれば「賭博罪」に該当するとされている。

## 公営ギャンブル

日本では競馬等の公営ギャンブル以外の賭博は法律で禁止されている。また、公営ギャンブルであっても、20歳になってから。

## 勧められたら

断るか、断れなければ、その場から逃げること。無理強いされたら、誰かに相談を。

ルール・マナーを守る

- ・"賭博"は違法行為。金額の大小に関係なく、たとえ1円であっても金銭を賭けたり、価値のある物を賭けたりすれば「賭博罪」に該当するとされている。
- ・日本では競馬等の公営ギャンブル以外の賭博は法律で禁止されている。また、公営ギャンブルであっても、20歳になってから。
- ・勧められたら、断るか、断れなければ、その場から逃げること。無理強いされたら、誰かに 相談を。

# 20歳未満の飲酒は違法行為

◆「未成年者飲酒禁止法」により、20歳未満の飲酒は法律で禁止◆

## ·未成年者飲酒禁止法 (要約)

- 未成年者の飲酒を禁止する法律。
- 未成年者の親権者や成人した大人は、未成年者の飲酒を制止しないといけない。
- 未成年者の飲酒を知って制止しなかった成人した大人に対して、罰金等を科す。
- 種類を販売、提供した側も罰せられる。

# ・急性アルコール中毒の危険性

飲んだ経験が少なく、自分の「適量」を知らないまま一度に多量に飲酒すると急性 アルコール中毒に陥る危険性が高い。

一気飲みから急性アルコール中毒になるケースが多く、最悪の場合は死亡すること もある。

ルール・マナーを守る

20歳未満の飲酒は、「未成年者飲酒禁止法」により禁止されている。

- ■未成年者飲酒禁止法(要約)
- ・未成年者の飲酒を禁止する法律。
- ・未成年者の親権者や成人した大人は、未成年者の飲酒を制止しないといけない。
- ・未成年者の飲酒を知って制止しなかった成人した大人に対して、罰金等を科す。
- ・種類を販売、提供した側も罰せられる。
- ■急性アルコール中毒の危険性
- ・アルコールには麻酔作用がある。飲んだ経験が少なく、自分の「適量」を知らないまま一度に多量に飲酒すると急性アルコール中毒に陥る危険性が高い。

#### ●急性アルコール中毒の対処法

急性アルコール中毒になると、意識レベルが低下し、嘔吐、呼吸状態が悪化するなど危険な状態に陥る。とくに大学生や新社会人では一気飲みとして飲酒させられ、死亡に至るケースが毎年発生している。急性アルコール中毒が疑われた場合、適切な処置や対応法を取る必要がある。もし周囲に急性アルコール中毒が疑われる人がいる場合、まず次の救護方法を対応法として心がけること。

- 1.絶対に1人にしない。
- 2.衣服をゆるめて楽にする。
- 3.体温低下を防ぐため、毛布などをかけて暖かくする。
- 4.吐物による窒息を防ぐため、横向きに寝かせる。
- 5.吐きそうになったら、抱き起こさずに横向きの状態で吐かせる。

吐けば酔いが覚めて状態が改善すると考えがちだが、酔いつぶれた人を無理に吐かせようとすると吐物が逆流してのどに詰まり、窒息する可能性がある。意識が低下している場合は無理に吐かせようとせずに上記の5点を守ること。また、大いびきをかいて痛覚刺激に反応しない、揺すって呼びかけても反応しない、体が冷たくなっている、倒れて口から泡を吐いている、呼吸状態が不安定などの兆候が現れた場合はすぐに救急車を呼ぶこと。

# 公共交通機関の利用マナー

- ◆事故防止のため、ルールやマナーを守る◆
- 通行の邪魔になる行為をしない

スマートホンを操作しながらホームを歩く。 車内の通路やホームで座り込む。 人が通るところにカバンや荷物を放置する。

・事故直結の危険な行為をしない

ホームで押し合う等ふざける。 反対側のホームへ行くのに線路を横切る。 車内の窓を開けて体を車外に乗り出す。

その他迷惑行為をしない

スマートホンでの車内通話 車内や駅構内でのゴミのポイ捨て、喫煙

ルール・マナーを守る

事故防止のためにも、他人も自分も傷つけないためにもルールやマナーを守り、迷惑行為、 危険行為はしないこと。

#### ■通行の邪魔になる行為

スマートホンを操作しながらホームを歩く。車内の通路やホームで座り込む。人が通るところにカバンや荷物を放置する。

■事故直結の危険な行為

ホームで押し合う等ふざける。反対側のホームへ行くのに線路を横切る。車内の窓を開けて体を車外に乗り出す。

■その他迷惑行為

スマートホンでの車内通話。車内や駅構内でのゴミのポイ捨て、喫煙。

# SNSのマナーに注意①

- ◆SNSは、利用方法を間違えると様々なトラブルを引き起こす◆
- ・他人に被害を与えない、不快な思いをさせない

SNSは不特定多数の人が見ている。投稿する前に、他者に被害や不快感を与えるものでないか、法律に違反するものでないか、よく考えること。

・悪口や誹謗中傷などの投稿をしない

悪口・誹謗中傷などの投稿は、社会的に問題となるだけではなく、名誉毀損罪や侮辱罪を科される場合がある。そもそも、悪口・誹謗中傷などをしないこと。

個人情報や守秘義務に触れる投稿は絶対にしない

アルバイト等で知った他者の個人情報、守秘義務に反するなどの投稿は絶対にしないこと。アルバイト先の企業などに大さな悪影響を与え、損害賠償請求されることにもなりかねない。

ルール・マナーを守る

拡散性と速報性が高いSNS-Twitter、Instagram、TikTok、Facebook、LINE-などは、ひとつ利用方法を間違えると様々なトラブルを引き起す。SNSは不特定多数の人が見ており、一度投稿してしまった情報は簡単に拡散され収拾がつかなくなり、一歩間違えると犯罪者になりかねない。投稿をする前に、他者に被害を与えるものでないか、不快な思いをさせるものでないか、法律に違反するものでないか、よく考えること。

#### ■悪口や誹謗中傷などの投稿をしない

悪口・誹謗中傷などの投稿は、社会的に問題となるだけではなく、名誉毀損罪や侮辱罪を科されることにもなりかねない。他人から見てどう思われるのか、よく考えてから投稿すること。

■個人情報や守秘義務に触れる投稿は絶対にしない

不利益を被る可能性が高くなりますので、知人友人やアルバイト等で知った他者の個人情報、守秘義務に反する内容などの投稿は絶対にしないこと。罪に問われる可能性があるだけではなく、アルバイト先の企業などにも大きな悪影響を与え、損害賠償請求されることにもなりかねない。また、つきまといやストーカー被害を避けるためにも、自宅住所などが特定されるような個人情報は投稿しないこと。

# SNSのマナーに注意②

# ・写真や動画を投稿する前に

他人が写っている写真や動画を投稿する際は、必ず相手の許可を得てからにすること。

# ・フェイクポルノの投稿など、人権を著しく侵害する行為をしない

フェイクポルノの投稿など、相手の人権を著しく侵害する行為や、甚大な精神的苦痛・不利益を与える行為はしないこと。

## ・バイトテロをしない

アルバイト先の食品等を使ってふざけるなどした動画は、他者に重大な損害を与える行為であり、学生の悪ふざけではすまないことを覚えおくこと。

# ・「ネットストーカー」にならないように注意を

相手が拒んでいる、嫌がっているにもかかわらず、執拗にメッセージ送信等を行ったりなどすることは、法律で罰せられる場合がある。

ルール・マナーを守る

#### このような行為は絶対にしないこと。

#### ■写真や動画を投稿する前に

公開されることを嫌がる人もいるので、写真や動画を投稿する際は必ず写っている他の人に許可を得てからにすること。また、写真や動画の景色やGPS機能による位置情報から個人情報や自宅の住所などを特定されることもあるので、注意すること。

■フェイクポルノ等の投稿など、人権を著しく侵害する行為をしない

フェイクポルノ等の投稿は、相手の人権を著しく侵害する行為であり、甚大な精神的苦痛や不利益を与える行為。ましてや、拡散性と速報性が高いSNSでは、被害を回復することは非常に困難なものとなる。また、これにより、名誉毀損、著作権法違反、わいせつ物頒布等罪等に問われる可能性もある。

#### ■バイトテロをしない

SNSで人気を得るために、アルバイト先の食品等を使ってふざける動画などをSNSで発信する人がいるが、アルバイト先や他者に重大な損害を与える行為であり、学生の悪ふざけではすまないことを覚えておくこと。なお、これらの被害を受けた企業等が、高額の損害賠償請求を学生にすることもある。

#### ■「ネットストーカー」にならないように注意を

相手が拒んでいる、嫌がっているにもかかわらず、執拗にSNSを用いたメッセージ送信等を行ったり、ブログやSNS等の個人のページにコメント等を送ったりすることは、法律で罰せられる場合がある。

# 自転車安全利用5則を守る

(「白転車安全利用5則」大阪府警白転車の交通安全ルールブックより)

◆法律上は、自転車も自動車も同じで扱いであることを理解しておくこと◆

下記の行為は、罰金等の対象

- 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・ 車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 安全ルールを守る→飲酒運転・二人乗り・並進・夜間無灯火の禁止、 交差点での信号遵守、一時停止と安全確認など。

\* このほか、スマホ操作などをしながらの「ながら運転」や、自転車での「あおり運転」も処罰の対象。

自転車通学の場合は、自転車保険に加入すること。

ルール・マナーを守る

自転車通学の場合は、自転車保険に加入すること。

\*大阪府下での自転車利用は「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」で 保険加入を義務付けている。

以下は、大阪府自転車安全利用5則。これらの交通法規やマナーを守って運転すること。

- ■自転車は、車道が原則、歩道は例外(違反は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)。
- ■車道は左側を通行(違反は2万円以下の罰金又は科料)。
- ■歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行(違反は2万円以下の罰金又は科料)。
- ■安全ルールを守る
- ・飲酒運転の禁止(違反は5年以下の懲役又は100万円以下の罰金)。
- ・二人乗りの禁止(違反は2万円以下の罰金又は科料)。
- ・並進の禁止。
- ・夜間はライトを点灯(違反は5万円以下の罰金)。
- ・交差点での信号遵守、一時停止と安全確認(違反は3ヶ月以下の懲役又は5万円以下の罰金)。

プラス、カサを差しながら、スマホを操作しながら、大音量で音楽を聴きながらなどの「ながら運転」はしないこと(違反は5万円以下の罰金)。

また、自転車でも、「あおり運転」をすると法律により罰せられることがある。 法律上では自転車も自動車も同じであることを理解しておくこと。